

平成 18 年 4 月 3 日



「点検整備済ステッカー」の貼付状況による自家用乗用車の定期点検整備実施率は 52.3%

社団法人東京都自動車整備振興会（会長 塩沢優介）では、定期点検整備実施の実態を把握することを目的に、平成 17 年 3 月から平成 18 年 1 月にかけて、都内大型駐車場において、駐車中の自家用乗用車を対象に 10,684 台の車両について「点検整備済ステッカー」の貼付状況を調査し、その結果をとりまとめた。

自動車使用者には、日常点検及び定期点検整備が義務付けられているが、国土交通省の調査によると、「1 年点検」の実施状況は 40%から 50%台という状況にある。

ユーザー車検や国の認証資格を取得していない車検代行業者による車検の増加傾向は鈍ってきたとはいっても、ユーザー車検の受検者は検査に合格すると点検整備を実施しない場合があり、自動車使用者の「保守管理責任」の定着状況は必ずしも十分なものではない。

ー昨年、昨年と続いた車検期間延長論議では「自家用乗用車の定期点検整備の実施率」が大きくクローズアップされたが、東整振会員からは「自動車整備事業者が実感する定期点検整備の実施率は、これほど高いものではない」という意見が数多く寄せられた。

東整振では、自動車ユーザーにおける定期点検整備実施の実態を把握するため、定期点検を行った自動車に貼付する「点検整備済ステッカー」の貼付状況を調査し、この結果を同会会報誌「整備 in Tokyo」平成 17 年 4 月号～平成 18 年 3 月号において「てんけんくんファミリー調査隊が行く」として連載した。本調査結果はこの内容をとりまとめたものである。

今回の調査によると、調査車両総数 10,684 台のうち、点検整備済ステッカーを貼付していた車両は 8,666 台(81.1%)、点検整備済ステッカー未貼付車両は 2,018 台(18.9%)であった。点検整備済ステッカーを貼付していた車両のうち、調査月から次回の定期点検整備実施月が 1 年以内の車両は 5,582 台(64.4%)、定期点検整備を実施した月から 1 年を超えた車両は 3,084 台(35.6%)であった。

点検整備済ステッカーの貼付状況から推計した自家用乗用車の定期点検整備の実施率は、車検時の2年点検と1年点検を合わせたものであり、それにもかかわらず52.3%という結果であった。

前述の国交省調査による定期点検整備の実施率（40%から50%台）は1年点検のみの実施率で、調査方法や対象も異なり、単純に比較はできないが、両者の結果をみても、定期点検整備の実施率は依然として低く、自動車ユーザーの保守管理意識は低いことがうかがえる。

また、点検整備済ステッカーの貼付状況と同時に検査標章の貼付状況についても調査が行われ、調査台数（10,684台）中、3.5%（377台）の車両が検査標章を貼付していなかったことを確認した。

東整振では、本報告書を自動車ユーザーの保守管理責任の実態を把握するための参考資料としてご活用いただき、この調査結果をもとに、自動車ユーザーの保守管理意識の高揚と定期点検整備実施率の向上に結びつけることができるとしている。

■ 本件に関するお問い合わせ先

社団法人 東京都自動車整備振興会 企画広報室

〒151-0071 東京都渋谷区本町 4-16-4

電話 03-5365-2311

FAX 03-5365-9222

kikaku@tossnet.or.jp

<http://www.tossnet.or.jp/>